

仙台市立沖野東小学校父母教師会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、仙台市立沖野東小学校父母教師会（沖野東小学校PTA）といい、事務局を仙台市立沖野東小学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、会員相互の協力により、家庭・学校及び社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 会員相互の研修及び親睦を深める。
- 2 学校と家庭との緊密な連絡のもとに、児童の健全育成に努める。
- 3 児童の生活環境及び教育環境の充実を図る。
- 4 その他この会の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 方針

第4条 この会は、教育の本旨とする民主団体で、次の方針に従って活動する。

- 1 児童教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよらない。
- 3 学校の人事管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- 1 仙台市立沖野東小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者
- 2 仙台市立沖野東小学校の教職員

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第5章 経理

第7条 この会の要する経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

第8条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 特別の事情ある会員については、会長は役員会にはかって会費の減免をすることができる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 この会の役員は次のとおりとする。

会 長	1名
副 会 長	3名（うち1名教職員）
事 務 長	1名
副事務長	2名（うち1名教職員）
会 計	3名（うち1名教職員）
書 記	2名

第13条 役員は、会員の過半数の同意を得て承認される。

第14条 役員の任期は毎年度第1回定期総会に始まり、翌年度第1回定期総会までの1年とし、再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、退会により出席できない場合はその限りではない。

- 第15条 会長は会務を統括し、この会を代表するほか、次の職務を行う。
- 1 総会・運営委員会及び役員会を招集する。
 - 2 各専門委員会の互選に基づいて、委員長1名、副委員長1名を委嘱する。
 - 3 地区の推薦により、地区長1名、副地区長若干名並びに班長を委嘱する。
 - 4 学年専任委員の互選に基づいて、学年委員長、副委員長を委嘱する。

第16条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第17条 事務長は会長の指示により、総括事務を行う。

第18条 副事務長は事務長を助け、事務長に事故ある時はその職務を代行する。

第19条 会計は次の職務を行う。

- 1 会計事務を処理する。
- 2 決算報告を行う。
- 3 財産を管理する。
- 4 予算の立案に協力する。

第20条 書記は次の職務を行う。

- 1 総会・運営委員会及び役員会の議事並びにこの会の活動に関する事項を記録する。
- 2 会長の指示により、この会の庶務を行う。

第7章 顧問・参与・監事

第21条 この会に顧問・参与を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する（前会長に委嘱し、任期は現会長の退任までとする）。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、諸会合に出席して意見を述べるができる。
- 4 参与は学校長があたり、諸会合に出席して意見を述べるができる。

第22条 この会に監事2名を置く。

- 2 監事は、会員の過半数の同意を得て承認される。
- 3 監事はこの会の金銭出納その他経理事務の監査を行う。
- 4 任期は役員に準ずる。
- 5 監事は諸会合に出席して意見を述べるができる。

第8章 会 議

第23条 この会の会議は、総会・運営委員会及び役員会とする。

第24条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

第25条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は年1回とし、4月に開催する。
- 3 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第26条 総会は会員の過半数（委任状含）の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第27条 運営委員会の構成及び任務は次のとおりである。

- 1 運営委員会は役員・地区長・学年及び専門の各委員長をもって構成する。
- 2 本会の行事を企画運営し、かつ総会に提出する議案の審議を行う。
- 3 地区長・学年・専門の各委員長に事故ある時は、副地区長、副委員長が代理する。

第28条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、その議事は、出席者の過半数で決める。

第29条 役員会は、会長・副会長・事務長・副事務長・会計・書記をもって構成され、会の運営に必要な事項を協議する。

第9章 専門委員会

第30条 この会の目的を達成するために、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務・研修委員会
- (2) 広報委員会

(3) 健全育成委員会

2 専門委員会に必要な事項は、細則で定める。

第31条 各委員会は、各学級委員会より1名、教職員若干名で構成する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第32条 各専門委員会は委員の互選によって委員長1名、副委員長1名を決め、会長がこれを委嘱する。

第10章 地区会

第33条 この会の活動を円滑に推進するために地区会を置く。

2 地区会はこの会の方針に沿い、前章各委員会と協力して会員相互の親睦、環境の浄化、子供の育成補導等の地区活動を行う。

3 各地区会の連絡をはかり、共通した事項を協議するため、随時地区長会を開催する。

4 地区会に必要な事項は、細則で定める。

第34条 地区会には地区長1名、副地区長若干名を置く。

2 地区会には必要に応じ班を設け、班長を置くことができる。

3 正副地区長・班長の選出は、選挙その他の方法で選出し、会長がそれを委嘱する。

第11章 学級・学年委員会

第35条 この会の活動を推進するため、学年ごとに学級・学年委員会を置く。

第36条 各学級・学年委員会は、学級・学年の児童教育活動に協力する。

第37条 各学級・学年委員の選出に際して欠席の場合は委任状を提出する。提出なき場合は委任されたものとする。

2 各学年委員会は、学級ごとに選出された4名ずつの委員で構成し、うち1名ずつは学年専任委員とする。

3 委員長1名、副委員長1名は、学級専任委員の互選により会長がこれを委嘱する。

4 学級委員4名のうち3名は、各専門委員会に所属する。

5 学年専任委員会は各学年の専任委員で構成し、必要に応じて学級委員を招集することができる。

6 学年専任委員は会員の保健体育に関する運営を行う。

第12章 選考委員会

第38条 この会に役員・監事の選考に関する事務を円滑に行うための選考委員会を設ける。

2 選考委員は10名とする。

3 選考委員会設置時期は毎年第一回運営委員会において決定され、翌年第一回定期総会までとする。

第39条 選考委員会に必要な事項は、細則において定める。

第13章 特別委員会

第40条 この会に特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会に必要な事項は、細則において定める。

第14章 兼 任

第41条 本部役員、監事、専門委員会、地区会、学級・学年委員会の各委員の兼任は認めない。但し、特別委員会の委員はその限りではない。

第15章 細 則

第42条 この会の運営に関し必要な事項は、細則において定める。

第16章 改正

第43条 この会の会則は総会にはかって改正することができる。細則の改廃は、運営委員会の承認を要する。

第17章 会員の個人情報の取り扱いについて

第44条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

糸田 貝り

第1節 経理

第1条 この会の経理帳簿、預金通帳、現金その他の財産を保有する責任は会長である。

第2条 財産の管理及び経理の収支については、役員会を経て、運営委員会にはかって処理される。

第3条 会計は運営委員会に本会の財産内容を報告する。

第2節 会議

第4条 総会の正副議長は、出席会員から選出する。

第5条 運営委員会は役員会と各委員会との連絡をはかり、総会に提出する議案を調整し、総会の決議事項の執行に当たることができる。議長は、出席委員から選出する。

第6条 役員会の議長は会長が行う。

第7条 会議の議事については書記がその要点を記録した議事録をつくる。

第8条 定期総会の内容は次のとおりとする。

- (1) 年間経過報告
- (2) 決算報告及び会計監査報告
- (3) 年間行事計画・年度予算の審議
- (4) 会費の決定
- (5) 新役員・監事の紹介
- (6) その他 必要事項

第9条 この会の会議を開催するときは、日時・場所・主要議題を開会の7日前にそれぞれの構成員に知らせることを原則とする。ただし、緊急を要する議題についてはこの限りではない。

第10条 会長はこの会の現況を総会に報告しなければならない。

第3節 専門委員会

第11条 専門委員会の担当事項は、次のとおりとする。

1 総務・研修委員会

- (1) 会則及び細則の改廃の発議、予算の編成・組み替え・補正を審議し立案すること
- (2) 会員の教養を高め、文化の向上に関すること
- (3) 他団体または機関との連絡・協力に関すること
- (4) その他 他の委員会に属さない事項

2 広報委員会

- (1) PTA新聞の発行に関すること
- (2) 会員及び関係団体に対し情報の交換に努めること

3 健全育成委員会

- (1) 児童の交通安全をはかるための計画・運営に関すること
- (2) 生活環境の保全や改善への活動・協力に関すること
- (3) 非行化防止と校外生活の善導・運営に関すること
- (4) 校外生活指導について、他団体または他校と連絡し、協議・協力すること
- (5) 学校の教育環境並びに地域社会の環境整備に協力すること
- (6) 福利厚生に関すること

第4節 地区会

第12条 学区内に次の地区会を設ける。

館東 館南 横堀東 横堀西 上飯田中 上飯田Ⅱ

2 地区の改廃については、運営委員会の承認を受けるものとする。

第13条 地区会は次の活動を行う。

- (1) 地区会名簿を作り、常に会員相互の連絡と親睦を図る。
- (2) 会員は常に児童の健全育成に努める。
- (3) その他必要な活動を行う。

第14条 地区長はその地区を代表し、この会の方針にそってその運営に当たる。副地区長は地区長を助け、地区長に事故ある時はこれを代理する。

第15条 地区会の円滑な活動を期するため、本会会則の精神に基づき内規を設けることができる。内規を設けたときは会長に提出する。

第5節 選考委員会

第16条 選考委員会の委員は、運営委員会の推薦を経て会長がこれを委嘱し、専門委員会より1名、各地区会より1名、学年委員会より1名及び学校側より2名を加えた計10名をもって構成する。

第17条 選考委員会は委員長を互選し、その司会のもとに会議を開き、適正かつ民主的に役員・監事の選考に当たり、発表前に被推薦者の同意を得る。

その上で、文書をもって会員の過半数の同意を得て承認されるものとする。

第18条 選考委員会は毎年11月末日までに、各会員に対し、文書をもって立候補者及び被推薦者の有無の回答を求める。

第19条 選考委員会は3月上旬までに、全会員に対し候補者の氏名・地区その他（PTA経歴等）を記した同意書を配布・回収・集計しなければならない。

第20条 選考委員会は3月15日までに承認された役員の告示を行う。

第6節 特別委員会

第21条 特別委員会は、運営委員会において必要と認められた場合に設置することができる。

第22条 特別委員会の委員は、運営委員会の推薦を経て会長がこれを委嘱する。

平成11年2月4日 一部改正
平成11年4月21日 一部改正
平成12年9月16日 一部改正
平成16年3月4日 一部改正
平成17年4月22日 一部改正
平成20年4月25日 一部改正
平成22年4月22日 一部改正
平成22年7月20日 一部改正
平成31年4月25日 一部改正

仙台市立沖野東小学校父母教師会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 仙台市立沖野東小学校父母教師会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・運営委員会委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料等で会員に周知することとする。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・監査・会員・運営委員等の名簿の作成
- (4) 委員選出並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報紙等への掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・運営委員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成31年4月25日より施行する。